SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

危害原理における「危害」とは何か

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-10-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 米原, 優 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009191

危害原理における「危害」とは何か[1]

What is "Harm" in J. S. Mill's Harm Principle

米　原　　優
Masaru YONEHARA

（平成26年10月2日受理）

Abstract

In his *On Liberty*, J. S. Mill proposed the famous principle that is now called the harm principle. Although, as some critics point out, Mill did not give any explanation of the concept of "harm" in this book, by referring to his other articles, we can recognize what is meant by "harm" in that principle. In this paper, I will clarify the meaning of "harm" in the harm principle and speculate on the reason why Mill did not discuss what he perceived to be "harm" in *On Liberty*.

はじめに

『自由論』の著者として知られるジョン・スチュアート・ミルによれば、同書の目標は「文明化された共同体の成員の誰かに対し、その人の意志に反して、正当に力を行使することを可能にする唯一の目的とは、他者への危害（harm）の防止である」という原理を主張することである（Mill 1859, 223／29-30頁）[2]。彼自身が「自由原理（the principle of liberty）」と呼び[3]、現代では、一般的に「危害原理（harm principle）」と称される原理はこれである。また、この場合における「力の行使」の形態として挙げられるのが、「法的処罰」と「世論による道徳的強制」であり（ibid.）、それゆえに、当原理は「個人に対する法的処罰が認められるのは、それが他者危害の防止を目的とする場合のみである」というかたちで、どういった場合であれば、こうした処罰が認められるのかを規定したものと考えられている。そして、現代において、この原理は法や法的処罰の限界を定め、その濫用を防ぐものとして一定の評価を受けている。

しかし、その一方で、この危害が何を意味するのか不明であるという批判も存在する。この点に関し、ミル自身は『自由論』第四章の中で、イスラム教徒が豚肉食に対して感じる嫌悪感を取り上げ、そうした嫌悪感は危害ではないという見方を提示してはいる（ibid., 284-285／

社会科教育講座

[1] 本論文は2008年度に東北大学に提出した筆者の博士論文「功利主義と人権――ミルにおける功利主義的権利論の検討――」の第一章「危害とは何か」に大幅な修正を施したものである。

[2] 以後、諸文献からの引用・参照は、（著者 刊行年、該当頁）という形式で表記し、翻訳のあるものについては、その該当頁数のみを付記する。ただし、訳はすべて拙訳による。また、引用文中の〔　〕は筆者による補足を表す。

[3] ただし、『自由論』でこの表現が使われるのは、"the principle of individual liberty"、"the principle of freedom"という言い方がされるところも含め、五箇所だけである（Mill 1859, 290, 293, 300, 301, 305）。

208-209頁)。すなわち、こういった嫌悪感を理由に豚肉食を法的に禁止することはできないし、それを行った人を処罰することもできないというわけである。しかし、それでは危害とは何なのかについて、ミルは『自由論』で何も述べていないと言ってよい。それゆえ、同書の中に、危害原理のもとで、処罰が許されるのは、いったいどのような場合なのかという問いに対する、彼の明確な回答を見い出すことはできないというのが実情である。

批判者はそうした点を特に問題視する。というのも、危害の意味するところが不明なままでは、いったい処罰はいつ許され、どんな場合に認められないのかもわからず、さらには、法的処罰の限界を定めるという役割を危害原理が果たすこともできなくなるからである。そうすると、この原理の提示を目的とする『自由論』で、危害とは何であるのかが論じられていないのは相当問題であると言える。実際のところ、ルーカスは「ミルの『自由論』全体が、彼が「危害」という言葉を曖昧に使っているせいで、台無しになっている」と手厳しく批判している(Lucas 1966, 174)[4]。

とは言え、『自由論』で危害に関する説明がないという事実は、ミルが危害に関する明確な考えを何ら持たないまま、危害原理を提示したということを意味するものではない。というのも、『自由論』を見る限り、危害とは権利侵害を意味すると解されるし、さらに、この権利に関しては、その他の著作の中で、それが何であるのかが幾分詳細に論じられているからである。そこで、本稿では、『自由論』以外のミルの諸著作も参照しつつ、危害原理における危害が何であるのかを明らかにする。また、その上で、『自由論』で危害とは何かが論じられなかった理由の推察も試みる。

構成は以下の通りである。まず次節では、危害が権利侵害を意味すると解される理由を述べ、その上で、ミルが考えるところでは、権利として各個人に保障されるのは、「安全性(security)」であると指摘する。続く第二節では、この安全性に関する彼の論述を参照しつつ、危害原理における危害とは何なのかを明らかにする。最後に、結論で、危害原理の提示が『自由論』の目的とされているにもかかわらず、同書で危害とは何かが論じられなかった理由を推察する。

第一節 権利と危害

最初に、危害とは権利の侵害を意味すると解される理由から述べる[5]。まず、「個人に対する法的処罰が認められるのは、それが他者危害の防止を目的とする場合のみである」という危害原理に則れば、他者に危害を加える者は処罰の対象にしてもよいということになる。すなわち、他の人に危害を加えないことは、処罰という手段を使って、各人に強制してもよいことと考えられている。その一方、『自由論』第四章の冒頭では、「権利とみなされるべき特定の諸利益を侵害しないこと」が社会が個人に対して強制してもよい事柄と言われている(Mill 1859, 276/183頁)。そして、危害原理で言われていることと、この第四章の言明を併せて考えると、

[4] その他に、グレイ(Gray 1996, 49)、ハート(Hart 1983, 193-194)、メンダス(Mendus 1989, 121-126)も同様の批判を行っている。

[5] ミルの理論において、危害が権利侵害を意味するという事実を、はじめて指摘した論者は(筆者が知る限り)リーズである。彼は「正義の諸規則」を、他者の諸権利を保護するために制定される規則とした上で(Rees 1985, 164-165)、ミルにおける「危害とは、正義の諸規則に反すること」であると論じている(ibid., 168)。また、同様の指摘をする論者の著作として、Baum 2000, 159-162; Berger 1984, 249-250; Donner 1991, 188-192; Gray 1996, 48-57; 久保田 1997, 85-87; 関口 1989, 365-370を参照。

「権利とみなされるべき特定の諸利益の侵害」は「危害」を別の仕方で言い換えたものと言える。そうすると、危害とは何かを明らかにする上で鍵となるのは、この「特定の諸利益」が何を指すのかということである。とは言え、この点に関する詳細な議論を、『自由論』の中に見いだすことはできない。

しかし、この種の利益が何であるかは、『自由論』の二年後に公表された『功利主義』を参照することで明らかとなる。同書第五章には、権利とみなされるべき利益に関する次の言明がある。

> 〔権利を侵害した者に対する報復への〕渇望は、その道徳的正当化のみならず、その強力さも、それに関連した大変重要で強い印象を与えるような類の功利性から得ている。この関連する利益とは、安全性という利益であり、これはあらゆる人の感情にとって、すべての利益の中で最も死活的（vital）なものである。（Mill 1861, 250-251／330頁）

すなわち、他者の権利を侵害するということは、「大変重要で強い印象を与えるような類の功利性」を他者から奪い取るということである。そして、この功利性とは「安全性という利益」[6]である。つまり、権利とみなされるのはこの種の利益であり、そうすると、『自由論』で、権利とみなされるべき特定の利益と言われていたのも、安全性のことであったと考えられる。したがって、危害（権利侵害）とは何なのかを解明するには、この安全性が指し示すものを、より明確にする必要があると言える。そして、これが次節の課題となる。

第二節　安全性と危害

安全性という概念を、ミルが最も直截に説明しているのは、『経済学原理』の「安全性という言葉は、社会がその成員に提供する保護の完全性を意味する」という箇所である（Mill 1948, 112）。しかし、この説明では、安全性とは何から保護されていることなのかはわからない。

この点が明らかであり、また、危害とは何かを解明する上でも特に重要となるのは、『自由論』の二十年以上前に書かれた「文明論」と、『自由論』の十年後に公表された「ソーントンにおける労働者とその要求」での論述である。

まず、「文明論」に着目する。同論文では、「文明」と「未開」の対比が行われ、文明化された共同体の諸特徴の一つとして、「身体と財産の十分な安全性」が挙げられている（Mill 1836,

---

[6] 権利として各個人に保障されるのが、この「安全性」であるということは、『自由論』第一章で、危害原理が「強制は…他者の安全性を目的とする場合にのみ正当化される」（Mill 1859, 224／32頁）というように表現されているということからも、窺い知ることができる。

ここで提示される安全性という概念は、ミルのみならず、ホッブズ、ロック、ヒューム等、イギリス経験論の系譜に連なる論者たちの政治論や道徳論において、重視されている概念である。おそらく、ミル自身は、同様に安全性を重視するベンタムの発想を受け継いだものと思われる。ベンタムとミルにおける安全性については、Rosen 1987を参照。ローゼンによれば、ミルはベンタムの安全性という概念を、ほぼそのままのかたちで自身の思想に取り入れている（ibid., 127-129）。また、そのベンタムの概念は、ホッブズ、ロック、ヒュームとは異なるものであり、モンテスキューのそれに近いものである（ibid., 124）。ベンタムにおける安全性については、児玉 2004も参照。

120)。そして、この安全性については、次のように論じられる。

> 未開において、法、すなわち司法制度は、ほとんど存在しないか全く存在しない。言い換えれば、互いに対する危害から、諸個人を保護することを目的とした、社会の集合的な力の制度化された使用が存在しない。すべての人は、自身の力あるいは知恵を信頼するし、それを欠くならば、一般的に人は資源を失ってしまう。したがって、我々は次のような状態にある人たちを文明化された人々と呼ぶ。その状態とは、成員の身体と財産の保護を目的とする社会制度が、十分に完全なものであり、彼らの間の平和を維持するものであるような状態である。すなわち、共同体における大多数の人々を、自身の安全性に関しては、主に社会制度を信頼するよう促し、たいていは、そして通常は、(攻撃というやり方であれ、防御というやり方であれ) 個人の力や勇気によって、自身の諸利益を保護することをやめるよう促すものであるような状態である。(ibid.)

以上の説明からわかるように、身体と財産の安全性とは、人々の身体や財産が、法やそれを執行する警察や裁判所等の社会制度によって、他者による危害から保護されていることを意味する。そして、この箇所から、そういった危害には、身体を傷つけること、及び、財産に損害を与えることが含まれるということも明らかである。

しかし、危害原理における「危害」が以上二種のみであると断定することはできない。というのも、「ソーントンにおける労働者とその要求」の中に、これら二種以外に危害に含まれるものの存在を示唆する箇所があるからである。それは、同論文中で、労働組合に属する人々が、それに属していない人に対し、組合に加わるように圧力をかけているという問題が論じられる箇所 (Mill 1869, 659-660) である。そこには、次のような記述がある。

> この問題に関し、法が何らかの関わりを持つとすれば、この種の圧力は感情の表現や、このような感情に相応に依存するような類の善行の不作為に留めるべきだということ、そして、法がすべての人に保障する諸権利のいずれかを侵害する、あるいは、侵害すると脅すことにまで至ってはならないということである。この諸権利とは、暴力に対する身体や財産の安全性、及び、毀損に対する名誉の安全性である。(ibid., 660)

この箇所より前で「その成員の誰かによって個人的に行われた場合に、犯罪となるようなこと、すなわち、身体に対する暴力、名誉毀損、財産に対する侵害、あるいは、これらの諸悪のいずれかを行うと脅すこと以外に、団結した労働者たちに対して、法的に禁止されるべきことを私は知らない」とも論じられており (ibid, 659)、それゆえ、身体、財産、そして名誉の安全性とは、これらの犯罪行為から保護されていることを意味すると言える。また、ここでは、身体、財産の安全性だけではなく、名誉の安全性も、法がすべての人に保障する権利の一つと言われている。そうすると、危害が権利侵害を意味するのならば、この論文においては、名誉毀損も危害の一種だと考えられているということになる。

そして、危害原理における「危害」には、名誉毀損も含まれると見るべきである。このことは、『自由論』での記述からも裏付けられる。同書第二章では、名誉毀損の一種である「社会的汚名 (social stigma)」の害悪が、次のように強調されている。

長年にわたって、法による処罰の主要な害悪とは、それが社会的汚名を強めるということであった。真に有効なのはこの汚名であって、イングランドで、社会によって禁止されている意見を表明することを、多くの他の国で、それを公言すると、法的に処罰される危険もあるような類の意見を表明すること以上に、はるかに一般的ではないようなことにしてしまうほど、それは有効である。彼らに特有の事情が他の人々の親切なしで生活することを可能にしている人を除くすべての人に対し、世論はこの点で法と同じくらい効果的である。人々が生計を立てる手段から排除されるのならば、彼らは投獄されたも同然である。(Mill 1859, 241／80頁)

ここで指摘されているのは、社会的汚名をきせられた人は、誰からも親切にされなくなることで、極めて苦しい生活状態に追い込まれるということである。また、別の箇所では、多くの人々が受け入れない意見を表明する人に対する最悪の行為として、「対立する意見の持ち主に対し、悪人であり不道徳な人であるとの汚名をきせること」が挙げられている（ibid. 259／132頁)。このような汚名をきせることは、もし当人が不正な行為をしていないのであれば、その人の名誉の毀損に当たるであろう。そして、一般的ではない意見の持ち主に対する社会的汚名の害悪が『自由論』で強調されていることから察する限り、他者の名誉を毀損することも、危害原理において防ぐべきものと言われる「他者への危害」に含まれていると考えられる[7]。

ここまでの議論で、「危害」には、身体を傷つけること、財産に損害を与えること、名誉を毀損すること、以上三種が含まれるということが明らかとなった。しかし、このような危害に含まれるものは、もう一つ存在すると言える。なぜなら、『功利主義』では、人々が遵守すべき道徳律として、「人々が互いに危害を加えあうのを（この危害には、互いの自由に対する不正な干渉が含まれるということを、我々は忘れてはならない）禁止する道徳律」が挙げられているからである（Mill 1861, 255／338頁)。そして、この論述に従えば、個人の自由に対する不正な干渉[8]も危害の一つと言える。また、そういったことは、このような干渉から、各個人を保護すべきというのが、『自由論』の主要な主張の一つであるということからも裏付けられる（Mill 1859, ch.1)。

結論

これまでの議論により、危害原理における「危害」とは、①身体を傷つけること、②財産に損害を与えること、③名誉毀損、④個人の自由に対する不正な干渉、以上四種の行為を意味するものと結論づけることができる。

そして、本稿で見たように、『自由論』以外の著作を参照すれば、危害に何が含まれているのかは明らかである。それゆえ、それが何か不明であるという批判は妥当と言えない。しかし、「強制が正当化されるのは、それが他者への危害の防止を目的とする場合のみである」と定め

---

[7] このように述べると、なぜ「文明論」で、名誉毀損が危害に含まれていないのか、疑問に思われるかもしれない。その理由は、①同論文の目的が、あくまで文明と未開の対比にあるということ、そして、②身体と財産の十分な安全性が存在すれば、名誉の安全性は存在しなくとも、その状態は文明とみなされるというのがミルの見解であるということ、以上二つであるように思われる。

[8] この場合の「不正な干渉」とは、他者に危害を加えるなどの義務違反行為をしていない人に処罰が科されるということを意味する。この点に関する詳細は米原 2007を参照。

る危害原理の提示が『自由論』の目標とされているにもかかわらず、この危害が何であるのかが論じられることもなく、結果的に、そういった批判を招いてしまったのはなぜであろうか。

その理由を推察する上で重要となるのは、「ソーントンにおける労働者とその要求」で、「暴力に対する身体や財産の安全性」や「毀損に対する名誉の安全性」が、「法がすべての人に保障する諸権利」と言われているということである（Mill 1869, 660）。おそらく、これらの安全性が法的権利である以上、危害が何を指すのかは、法を参照すれば誰でも分かるというのが、ミルの認識であったものと思われる[9]。すなわち、危害に何が含まれるのかということは、すべての人にとって自明のことである（少なくとも、それを理解する手段は皆に開かれている）以上、それが何かを詳しく論じる必要はないという彼の判断が、『自由論』で危害が何であるのか語られなかった理由と推察できる。

それゆえ、危害とは何なのか明らかでないという批判は、ミルにとって心外であったと思われる。そして、そのような批判を受けたならば、彼は一言こう言うだけであっただろう。「法を参照せよ」と。

文献表

Mill, John Stuart. 1836. 'Civilization.' In J. M. Robson, general ed., *Collected Works of John Stuart Mill* (Vols. 1-33). Toronto & London: Toronto University Press & Routledge, 1965-91 (abbr. *CW*), vol. 18, pp. 117-147, 1977.

———. 1848. *Principles of Political Economy*. In *CW*, vols. 2 & 3, 1965.

———. 1859. On Liberty. In *CW*, vol. 18, pp. 213-310, 1977.［ミル（斉藤悦則訳）『自由論』光文社、2012年。］

———. 1861. *Utilitarianism*. In *CW*, vol. 10, pp. 203-259, 1985.［J・S・ミル（川名雄一郎・山本圭一郎訳）「功利主義」『功利主義論集』京都大学学術出版会、255-354頁、2010年。］

———. 1869. 'Thornton on Labour and its Claims.' In *CW*, Vol. 5, pp. 631-668, 1967.

Baum, Bruce. 2000. *Rereading Power and Freedom in J. S. Mill*. Toronto: University Toronto Press.

Berger, Fred R. 1984. *Happiness, Justice and Freedom: The Moral and Political Philosophy of John Stuart Mill*. Berkeley and Los Angeles, California: University of California Press.

Donner, Wendy. 1991. *The Liberal Self: John Stuart Mill's Moral and Political Philosophy*. Ithaca and London: Cornell University Press.

Gray, John. 1996. *Mill on Liberty: A Defence*, 2nd ed. (1st Published 1983). London & New York: Routledge.

Hart, H. L. A. 1983. 'Utilitarianism and Natural Rights.' In *Essays in Jurisprudence and Philosophy*. Oxford: Clarendon Press, pp. 181-197.（H・L・A・ハート（玉木秀敏訳）「功利主義と自然権」『法学・哲学論集』みすず書房、1990年、209-226頁。）

Mendus, Susan. 1989. *Toleration and the Limits of Liberalism*. London: Macmillan.（谷本光男・

[9] ライアンは、ミルが「危害概念が自明なものであることへの確信」を持っていたと論じているが（Ryan 1998, 504）、これも同趣旨のことを言い表したものと思われる。

北尾宏之・平石隆敏訳『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ出版、1997年。)
Rees, John C. 1985. *John Stuart Mill's On Liberty*. Oxford: Clarendon Press.
Rosen, Frederick. 1987. 'Bentham and Mill on Liberty and Justice.' In George Feaver and Frederick Rosen, ed., *Lives, Liberties, and the Public Good: New Essays in Political Theory for Maurice Cranston*. London: Macmillan, pp. 121-138.
Ryan, Alan. 1998. 'Mill in a liberal landscape.' In John Skorupski ed., *The Cambridge Companion to Mill*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 497-543.
久保田顕二 1997.「ミルの他者危害論」哲学会編『哲学雑誌』第784号、74-90頁。
児玉聡 2004.「ベンタムの功利主義におけるsecurity概念の検討」京都大学文学部倫理学研究室内実践哲学研究会編『実践哲学研究』第27号、29-46頁。
関口正司 1989.『自由と陶冶――J・S・ミルとマス・デモクラシー――』みすず書房。
米原優 2007.「ミルの寛容論――『自由論』における二種類のペナルティについて――」日本倫理学会編『倫理学年報』第56集、95-109頁。